

令和8年度 第1回 芦屋市指定管理者選定・評価委員会

(芦屋公園有料公園施設) 会議要旨

日 時	令和8年5月18日(月) 10:00~12:00
場 所	芦屋市役所東館3階大会議室(北側)
出 席 者	委員長 石井 隆之 副委員長 青野 桃子 委 員 宮地 重充 伊丹 康二 京田 弘幸 市出席者 柏原企画部長 三柴DX行革推進課主幹 山西DX行革推進課主査 山下DX行革推進課課員 事務局 伊藤企画部参事 田嶋国際文化推進室長 高橋スポーツ推進課長 前場スポーツ推進課係長 北村スポーツ推進課主任
事務局	スポーツ推進課
会議の公開	<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開

1 会議次第

- (1) 開会
- (2) 委嘱状交付
- (3) 企画部参事あいさつ
- (4) 出席者自己紹介
- (5) 委員長互選・副委員長の指名
- (6) 会議運営に関する説明等
- (7) 議題
 - ① 募集要項・業務仕様書について
 - ② 審査要領・選定基準について
- (8) 次回以降の委員会日程について
- (9) 閉会

2 提出資料

資料1 委員名簿

- 資料 2 募集要項（案）
- 資料 3 業務仕様書（案）
- 資料 4 審査要領（案）
- 資料 5 選定基準（案）
- 資料 6 芦屋公園有料公園施設位置図
- 資料 7 令和 6 年度外部評価表

3 会議経過

(1)開会

事務局： 定刻になりましたので、ただ今より第 1 回芦屋市指定管理者選定・評価委員会（芦屋公園有料公園施設）を開催させていただきます。

(2)委嘱状交付

事務局： 初めに 2 号委員への委嘱につきまして、委嘱状の交付ですが、本来、市長から委嘱するところ、本日、公務のため出席できませんので、あらかじめ机の上に置かせていただき、委嘱状の交付とさせていただきます。

また、常任の 1 号委員につきましては、現在 6 名の委員に委嘱しておりますが、本市の指定管理者選定・評価委員会規則において、対象施設ごとに委員を互選により選出できることとなっており、本委員会には 3 名の委員が選出されております。

(3)伊藤企画部参事あいさつ

-----伊藤企画部参事あいさつ-----

(4)出席者自己紹介

-----出席者自己紹介-----

(5)委員長互選・副委員長の指名

事務局： 芦屋市指定管理者選定・評価委員会規則第 3 条により、委員長は委員の互選によって定めることとなっており、また、副委員長は委員長が指名することになっております。委員長につきまして、いかがいたしましょうか。

京田委員： 石井委員にお願いするのはいかがでしょうか。

事務局： 委員の皆様いかがでしょうか。

-----異議なしの声-----

事務局： それでは石井委員、委員長への就任よろしくお願ひいたします。
石井委員長より副委員長の指名をお願ひいたします。

委員 長： 副委員長は、青野委員にお願いしたいと思います。

-----異議なしの声-----

事務 局： ただいまご指名のありました、青野委員に副委員長をお願いいたします。
それではこの後の議事進行につきましては、委員長をお願いいたします。石井委員
長、よろしくお願いいたします。

(6)会議運営に関する説明等

委員 長： では、本委員会の成立要件の確認をいたします。事務局から報告をお願いします。

事務 局： 本日は委員定数5名中5名のご出席をいただいております。過半数のご出席がございますので、本委員会は成立しております。

委員 長： 次に、本委員会の公開、非公開についてお諮りいたします。
事務局から説明をお願いします。

事務 局： 芦屋市情報公開条例で附属機関の行う会議は原則公開と定められております。ただし、芦屋市情報公開条例第19条により、非公開情報が含まれる事項の審議や公開することにより会議の構成または円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合につきましては、出席者の3分の2以上の賛成があれば公開しないことができることとなっております。

本日の審議におきましては、公開することで、募集内容、審査要領、配点の記載がある選定基準を、特定の法人が早く知ることにより、有利となる可能性があり、また公平・公正な競争が損なわれる恐れがあるため、非公開とすべきと考えております。

委員 長： 事務局から説明がありましたが、会議を非公開とすることにご異議はございますか。

-----異議なし-----

委員 長： それでは、会議を非公開に決定します。
次に、議事録の取り扱いについて、事務局から説明をお願いします。

事務 局： 議事録の公開につきましては、非公開の会議であっても、発言者名を含め、非公開の趣旨を損なわない範囲で公開すべき、とされているところですので、そのように取り扱いたいと考えております。

委員 長： ただいま事務局から説明がありましたが、質問・意見はございますか。

-----質問・意見なし-----

委員長： それでは、議事録の取扱いにつきましては、発言者名を含め、「非公開の趣旨を損なわない範囲で公開」とさせていただきます。

(7) 議題

ア 募集要項・業務仕様書について

委員長： それでは、本日の議題であります、「募集要項・業務仕様書」について事務局から説明をお願いします。

事務局： 募集要項・業務仕様書について説明

委員長： 説明は終わりました。ご質問があればお願いします。

京田委員： 募集要項9ページの項番8スケジュールについて、現地説明会の時間の記載がありません。時間は決まっていますか。

事務局： 6月11日の午前10時からを予定しています。募集要項6ページに記載しています。

委員長： 募集要項7ページの(4)応募書類の受付について、イのなお書き以降、「提出期限後の変更及び追加は認めません」と記載がある一方で、カには「提出された書類は、これを書き換え、差し替え、又は撤回することはできません」と記載があります。前者の記載では提出期限以内であれば変更及び追加が可能と読み取れますが、どちらの記載が正しいでしょうか。

市出席者： 提出期限以内であれば差し替え可能と判断しますので、記載について修正します。(会議後再度内部で確認し、提出期限後の差し替え不可の文言で統一)

委員長： 募集要項12ページに記載のネーミングライツの導入について、今まで当該施設についてネーミングライツの応募があったのでしょうか。

市出席者： 芦屋公園有料公園施設については、ネーミングライツの公募をまだ開始しておりませんので、応募はございません。

委員長： 今後の募集にかかる記載ということで了解しました。

伊丹委員： 他の自治体の場合、市の総合計画や分野別計画をどの程度理解しているか、どのように考えているかを細かく記載させるような採点項目を用いる場合があります。今回の場合はテニスコートという目的が限られた施設ではありますが、市としてスポーツに対す

る方針などをどのように応募者に理解してもらうか、どのようにお考えでしょうか。

事務局： 第2期スポーツ推進実施計画に基づいた事業をしてほしい旨を募集要項の業務内容に加えて、選定基準にも配点していることから、市の方針に基づいた事業運営をすることを求める記載をしていると判断しております。

宮地委員： 募集要項5ページの(4)欠格事項キについて「指定管理業務に関連する業務に係る訴訟が係属中のもの及び過去3年以内に敗訴している者」とありますが、訴訟は拒否することができず、応募者に瑕疵がない場合であっても訴訟を起こされる可能性もあることから、訴訟内容について検討できるような記載は可能でしょうか。

市出席者： 記載について検討します。

委員長： 今まで芦屋公園有料公園施設については1社応募ということでしたが、他の業者に応募を広く求められるような取り組みは行われているのでしょうか。また、1社応募であることで、その事業者が期間途中で運営できなくなるなどのリスクなどはありますでしょうか。

事務局： 当施設については、修繕積立金の要件があることから、事業者側からは一定厳しい要件となっていると考えます。当初、指定管理料の予定額についても検討を行いました。人工芝の張替えが10年に1度必要であることや、黒字が見込める施設であることから、財政課との協議のうえで現在の要件となっております。複数応募が見込める要件については、委員の皆様からのご意見をいただけたらと思います。

また、1社応募のリスクについても今後の課題として検討してまいります。

委員長： 現時点での修繕積立金の金額は現在いくぐらいになっているのでしょうか。また、人工芝の張替えにはどの程度の金額がかかるのでしょうか。

事務局： 令和8年度末の時点で約1億5千万円程度の積立額となっております。

前回選定時には1面500万円程度で人工芝の張替えができていたところが、今後は1面1,000万円程度が見込まれます。

京田委員： 自主事業について、現状10面中6面を自主事業として利用されています。事業者側が現状以上に自主事業を行いたいと主張された場合の基準などはありますか。例えば他市の事例では、自主事業は全体の〇%まで、という形で記載をしている施設もありました。明確な基準を提示することは難しいと思われませんが、自主事業を増やせば黒字が増えて修繕積立金を支払える一方で、本来の市民活動が制限されてしまうことから、委員側としても一定の判断基準を持っておけたらと思います。

事務局： 少なくとも、現在行っている本来事業を妨げない範囲での自主事業を行っていただく

よう、募集要項と仕様書に記載を行っています。

宮地委員： 自主事業の割合については明確に数値を記載できるものなのでしょうか。

京田委員： 例えば、全体の〇%以上は市民利用のために開けてくださいと記載する方法もあるかと思えます。ただ、その記載をすることの良し悪しや、現在の指定管理者の状況をもとにしたパーセンテージに関する議論も必要になってきます。一方で、事業者側からすると自主事業をどの程度行えるかという点が、参入できるかどうかの大きな観点になってくるため、応募者を広く募りたいということであれば、そのあたりの記載についてどうしていくかを検討しても良いと思われれます。従来の方法だけを評価していくのではなく、新たな視点での自主事業についてご提案ください、等の記載をする、という方法もあります。

事務局： 自主事業の記載について検討します。

伊丹委員： 何割自主事業を行うのか、どのような自主事業を行うのかということを含めて、事業者側に提案していただけたらいいと思います。そのために、現状の稼働率や実績、本来事業と自主事業の割合を参考情報として提示してはいかがでしょうか。市民活動の割合を増やしたうえで新たな自主事業の取り組みを実施します、という提案や、逆に今以上に自主事業を行う一方で、このような形で実施すれば市民活動を妨げませんという提案ができるように、市の方で何割と記載を確定しない方が良いのかもかもしれないと思いました。

事務局： 実情についてより把握しやすい数値の記載を検討します。

宮地委員： 現在の実績や収益について、どこまで公開でいきるかという点と、事業の詳細について明かすことになるため、現在の事業者にも影響がでる可能性なども検討した方がよいかと思われれます。指定管理事業なので公開が原則ということなののでしょうか。

事務局： 収支の実績や、利用区分数などの割合などは事業報告として公開されておりますが、どの程度募集要項に記載するかについては、検討の上記載するようにいたします。

-----修正点について再確認-----

委員長： 以上の点について修正、検討いただきますようお願いいたします。

イ 審査要領・選定基準について

委員長： 次に「審査要領と選定基準」について説明をお願いします。

事務局： 審査要領・選定基準について説明

委員長： 説明は終わりました。ご質問があればお願いします。

委員長： 選定基準の1（1）と3（1）と4（1）がそれぞれ「施設管理の基本的な考え方が明確に示されているか」という内容になっていますが、どのような違いがあるのでしょうか。

事務局： 1（1）は管理運営の基本方針、3（1）は施設の維持管理にかかる基本事項、4（1）は施設のうち特に庭球場の管理運営についてという形ですが、記載と項目分けについて不明瞭なため、修正いたします。

宮地委員： 項目が抽象的なので、過去に提出された提案書があれば、確認したいと思います。また、京田委員に質問で、運営時にどの程度危険があるのかが懸念ですが、テニス関連ではどのような事故が多いのでしょうか。

京田委員： コートが整備されておらず段差があって躓いてしまうことや、転がっているボールに躓いたりする事例が多いです。他にも子どもの場合はふざけてネットを引っ張ったり、審判台がある場合はそれが倒れたり、落ちたりなどの危険があります。

また、テニススクールでは多くの人数をテニスコートに入れる事になりますので、安全管理の研修をきちんと行っているかは重要だと思います。

宮地委員： 管理運営という点では、怪我をした場合などの対応が大きな課題ですね。

委員長： 今までで重大な事故というのがありますか。

事務局： 施設側の瑕疵による重大な事故の報告はありません。プレー中に躓いたり、熱中症などで倒れたりした事例はあります。

委員長： 熱中症対策の設備は何かありますか。

事務局： 暑さ指数の測定器を設置して危険指数を超えるとアナウンスする体制になっています。あとは待機所となっているテラスにはテントを設置して、ミストの散布も行っています。コートにはパラソルを設置しています。

宮地委員： 配点基準については、芦屋市がどこに重きを置いているかということのメッセージにもなると思います。安全面については、今まで大きな事故もなく、体制面の緊急対応にも配点をしているとは思いますが、どこを重要視しているのかについては検討してもよいと思います。

事務局： 承知しました。

伊丹委員： 選定基準の1（1）と3（1）と4（1）についてなど、重複表現が多くなっています。

1（1）は全体の基本方針なのでよいとして、3（1）は維持管理に関する内容だと思いますので、その点を明確に記載した方がよいと思われます。4（1）も「施設管理の基本的な考え方」と「施設の運営の考え方」と記載されており、他の項目と重複してきてしまいますが、この項目についてはどのような意図でしょうか。

事務局： 3（1）が施設全体の維持管理、4（1）が庭球場の維持管理という項目としていますが、「運営の考え方」と記載をすると他の項目と重複してしまうため、詳細の記載については検討します。

宮地委員： 4（2）の個人情報保護の措置も項目としては2の管理体制の項目になるのではないのでしょうか。「4 有料施設の管理運営」という記載を独立させていると、そこについてなぜ独立させたのか、という点を事業者側が考えてしまうこととなります。有料施設の部分項目を敢えて分けなくても、上から順番に見ると網羅されているように思われます。

副委員長： 有料施設だけ外側に出すとわかりづらい状態なので、項番4を2つに分けて項番2、3に吸収させようとする、今よりはわかりやすくなるように思います。

事務局： 有料施設の管理運営として項目を独立させていましたが、それぞれの項目を項番2、項番3内の項目に移動させます。

宮地委員： 2の管理体制は何を指しているのでしょうか。

事務局： 人員配置や人員体制が適正化というソフト面になります。

委員長： 整理すると項番1が団体に関する内容、項番2が人員体制などに関する内容、項番3が維持管理などのハード面に関する内容、項番4がなくなって、項番5が管理運営、項番6が収支面ということで、よろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

事務局： その形で整理いたします。

伊丹委員： 第2期スポーツ推進実施計画の資料を委員にも配布をお願いします。

事務局： メールにてデータの配布、資料の配布とどちらも実施するようにします。

-----修正点について再確認-----

委員長： 指摘いただいた点を修正いただきますようお願いいたします。

(8)次回以降の委員会日程について

委員長： 議題は終了しました。

次に、次回の日程調整及び現地見学について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 次第に記載がございますとおり、第2回は7月13日（月）10時～、第3回は7月29日（水）10時～開催いたします。場所等の詳細については後日ご連絡いたします。

また、事業者からの応募締め切り後に事業者との利害関係の有無について委員の皆様にご照会をさせていただきます。利害関係にある場合は公平な審査を行うために委員を交代させていただく場合がございますのであらかじめご了承ください。

(9)閉会

委員長： 最後に、委員会でご指摘させていただいた修正内容の確認について、委員長の私に一任いただければと考えます。よろしくお願いします。

それでは、以上を持ちまして、本日の委員会は終了いたします。